

流山市特定疾病療養者見舞金の規則改正について

～該当疾病及び支給額の変更～

1. 規則改正の背景

(1) 見舞金制度の目的と対象者について

- 特定疾病とは、原因が不明で治療方法が未確立で、かつ病状が慢性にわたる病気です。
- 特定疾病見舞金の目的は、特定疾病の療養者又はその保護者の闘病もしくは労苦に報いるものです。
- 見舞金受給対象者は、特定疾病により継続的に治療を行っている療養者またはその保護者です。

(2) 見舞金制度と特定疾患に関する変化

特定疾病の治療法に関する研究は日々進歩しているため、見舞金支給規則を制定した当初と療養者、保護者の状況が変化しています。

- 特定疾病見舞金制度は、昭和52年4月1日に制定されました。疾病の変更については、特定疾患治療研究事業対象疾病の統合や追加に合わせて行っています。しかし、見舞金対象疾病の廃止については行われていません。
- 平成26年度から国の難病対策の改革が行われることとなり、特定疾病の定義や制度についての大幅な変更がされる見込みです。

2. 現状

- 特定疾病見舞金支給額の推移（H24年度は見込み）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
人数 (人)	1,443	1,571	1,771	1,695	1,860
金額 (千円)	57,720	62,840	68,440	67,800	74,400

※ 特定疾病見舞金は年額40,000円が支給されます。

※ 支給額は年々増加傾向にあります。

※ 平成23年度は、現況調査により治療を継続していないと判断された方に資格喪失手続きをしていただいたため、支給数が減少

しました。(見舞金支給資格を失った場合は自己申告することになっていますが、この調査により、資格喪失していたにもかかわらず申告していない方がいる可能性が読み取れました)

3. 特定疾病見舞金支給規則改正の目的

●平成26年度より難病対策の大幅な改正がおこなわれる予定であるため、流山市の見舞金制度についても、これに合わせる形で改正を行います。

< 具体的変更点 >

(1) 見舞金の支給対象を国の特定疾患の基準に合わせる

平成26年度より国の難病対策の改革が行われることにより、300疾病以上が特定疾患とされるといわれています。市の見舞金支給対象疾病もこれに合わせます。

(2) 見舞金支給対象者は特定疾患医療受給者証保有者に限る

特定疾患医療受給者証は、特定疾患医療費助成制度の対象者に公布されるものです。

流山市では現在、当該受給者証の写し又は臨床調査個人票の写し、もしくは診断書の提出により見舞金の申請を受け付けていますが、診断書での見舞金申請については下記の問題点があります。

- ・治療を継続している事実確認が困難。
 - ・診断書を書く、書かない、の基準が医師により異なる。
- 診断書による審査は、審査基準が明確にできず、受給者に不平等な結果になることが懸念されます。

これらのことから、見舞金支給対象者は特定疾患受給者証を受けている市内在住者とします。

(3) 支給額を引き下げる

今回の改正により支給対象者が増加する見込みであることから、支給額の引き下げを検討します。

(4) 毎年申請手続きをしていただきます。

平成23年度に行った現況調査で、多数の支給資格喪失者が発生したことから、適正な見舞金支給のために、毎年の申請をしていただきます。

(5) 見舞金支給目的を「療養者、保護者の経済的負担を軽減すること」に変える

難病対策の改革により医療費助成制度の対象となる疾患を30疾患とした場合、全てに自己負担が導入されることが検討されております。

特定疾患療養者にとって医療費などの経済的負担を軽減することはできないことから、経済的負担の軽減を目的とした制度に改正していきたいと考えます。

4. 特定疾病見舞金規則改正の手順

現状の特定疾患の基準に合わせて見舞金支給規則を改正する必要があります。

- ① 福祉政策審議会への諮問
- ② 福祉政策審議会内での検討
- ③ 福祉政策審議会からの答申
- ④ 課内協議
- ⑤ 素案の協議
- ⑥ 起案文書の審査
- ⑦ 公布・公示